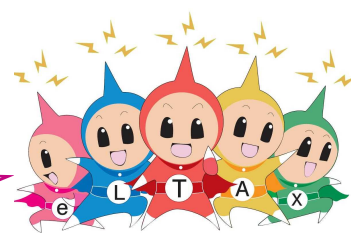


法人県民税・事業税の電子申告・納税は、

エルトックス
eLTAX をぜひご利用ください。

申告・届出・納税
はネットが便利



eLTAXイメージキャラクター
「エルレンジャー」

地方税ポータルシステム『eLTAX』を利用すれば、法人県民税・事業税の地方税も、インターネット経由で電子申告、電子申請・届出及び電子納税を行うことができます。

千葉県では、既に70%以上（令和4年3月末現在）の法人の皆さまに『eLTAX』による電子申告をご利用いただいております。

■eLTAXのメリット

- 自宅やオフィスなどから全国の地方公共団体へ一括で電子申告及び申請・届出ができます。
- 地方税共通納税システムで電子納税ができます。

地方税共通納税システムにより、自宅やオフィスなどから全国の地方公共団体へ一括で納付を行うことができます。インターネットバンキングまたはダイレクト納付（※）を利用して、金融機関等の窓口に出向くことなく、納税いただくことができます。

※ダイレクト納付とは、事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方法です。

利用可能な手続き（法人県民税・事業税）

電子申告	電子申請・届出	共通納税
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定申告 ・ 中間申告 ・ 確定申告 ・ 修正申告など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人設立・設置届 ・ 異動届 ・ 申告書の提出期限の延長の届出・承認申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申告に係る納付 ・ 見込納付及びみなし納付 ・ 更正・決定に係る納付 ・ 延滞金、加算金の納付

■大法人のeLTAXによる電子申告が義務化されました

- 令和2年4月1日以降に開始する事業年度から大法人（※）が提出する申告書は、eLTAXにより提出しなければならないこととされました。

※大法人とは以下に該当する内国法人です。

- ・ 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・ 相互会社、投資法人及び特定目的会社

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細は、
地方税共同機構が運営するeLTAXホームページをご確認ください。



詳しい情報は、eLTAXホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

ご不明な点は、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

<https://eltax.custhelp.com/>

皆様のご理解とご協力をお願いします。